(5)　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の表示の基準 ア　動物由来食品循環資源を原料又は材料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア)　飼料の名称 (イ)　製造（輸入）年月 (ウ)　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所 (エ)　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名） イ　飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。